

栃木市監査委員告示第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定による定例監査を、栃木市監査基準に準拠して実施したので、同条第9項の規定に基づき、結果の報告を次のとおり公表します。

令和6年3月28日

栃木市監査委員 福地 武司

栃木市監査委員 古澤 ちい子

- 1 監査の種類 定例監査（財務監査及び行政監査）
- 2 監査の対象及び期間
 - (1) 経営管理部
総務人事課 契約検査課 管財課 財政課 税務課 収税課
令和5年8月28日から令和5年9月28日まで
 - (2) 寺尾財産区
令和5年8月28日から令和5年9月28日まで
 - (3) 保健福祉部
福祉総務課 障がい福祉課 高齢介護課 地域包括ケア推進課 健康増進課
令和5年9月29日から令和5年10月30日まで
 - (4) こども未来部
子育て支援課及びこども家庭センター準備室 保育課
令和5年9月29日から令和5年10月30日まで
 - (5) 教育委員会事務局
教育総務課 学校教育課及びグローバル教育推進室 学校施設課 保健給食課 生涯学習課 文化課 美術・文学館課

令和5年10月31日から令和5年11月28日まで

(6) 都市建設部

道路河川整備課及び治水対策室 道路河川維持課 都市計画課 市街地整備課 公園緑地課 建築住宅課 建築指導課

令和5年11月29日から令和5年12月25日まで

(7) 上下水道局

上下水道総務課 水道建設課 下水道建設課

令和5年12月26日から令和6年1月29日まで

(8) 産業振興部

商工振興課 観光振興課 農業振興課 農林整備課 産業基盤整備課

令和5年12月26日から令和6年1月30日まで

(9) 農業委員会事務局

令和5年12月26日から令和6年1月30日まで

3 監査の着眼点

- (1) 予算の執行は適正かつ効率的・効果的であるか。経費節減に努めているか。
- (2) 入札等の手続は適正かつ適切に行われているか。競争性は確保されているか。また、契約事務は適正で契約内容に不備はないか。
- (3) 公有財産、物品等の管理は適切に行われているか。
- (4) 現金の取扱いがある部署において、その保管、管理等が適切に行われているか。また、現金取扱いのルール、チェック体制等の内部統制が有効に機能しているか。
- (5) 内部統制としてのルール（(4)に掲げるものを除く。）は守られているか。組織的なチェックが適切に行われているか。ミスを事前に発見する仕組みそのものに不備はないか。ルールは目的を果たしているか。
- (6) 各地域間でばらつきのある事務事業について、均衡のとれた制度、統一的な基準を検討しているか。

4 監査の実施内容

事務事業の執行について、あらかじめ提出を求めた資料、関係帳簿類及び証ひょう書類の閲覧並びに突合の手続による点検並びに確認を行うと

もに、関係職員から説明を聴取し、質問を行うことにより実施した。

5 監査の結果

(1) 経営管理部

ア 総括

1 から 4 に記載したとおり監査を実施した限りにおいて、事務事業の執行はおおむね適正に行われていると認められたが、一部に次のとおり是正又は改善が必要である事項が見受けられた。

イ 指摘事項

近年、県内他団体において「運転免許証が失効（有効期間が経過）した状態で職員が公用車を運転」との報道があったことから、このような事態を回避するためにどのような対策を講じているかを質問したところ、どの種類の免許を保有しているかの把握はしているが、当該免許が失効していないかの把握はしていないとの回答であった。

職員が運転免許失効中に公用車を運転することは違法であり、これを回避するためには、任命権者において、管理下の職員に対し公用車による移動を命ずるのに先立ち、被命令者が有効な免許を保有しかつ当該免許が失効していないかを遺漏なく把握しておく必要があるが、現状は当該必要となる把握が行われていない状態であり、事務処理が適切を欠くと認められる。については、是正又は改善のための措置を講じられたい。また、当該措置状況について報告を求める。（管財課）

ウ 指導事項

重要な点において、指導に該当する事項は認められなかった。

なお、軽微な事務処理誤りについて、関係職員に改善及び修正を行うよう口頭又は書面で注意した。

エ 要望

要望する必要があると認められる事項は、口頭又は書面で助言したので事務事業を執行する上で参考にされたい。

(2) 寺尾財産区

ア 総括

1 から 4 に記載したとおり監査を実施した限りにおいて、事務事業の執行はおおむね適正に行われていると認められた。

イ 指摘事項

指摘に該当する事項は認められなかった。

ウ 指導事項

重要な点において、指導に該当する事項は認められなかった。

なお、軽微な事務処理誤りについて、関係職員に改善及び修正を行うよう口頭又は書面で注意した。

エ 要望

要望する必要があると認められる事項は、口頭又は書面で助言したので事務事業を執行する上で参考にされたい。

(3) 保健福祉部

ア 総括

1 から 4 に記載したとおり監査を実施した限りにおいて、事務事業の執行はおおむね適正に行われていると認められたが、一部に次のとおり是正又は改善が必要である事項が見受けられた。

イ 指摘事項

貸付金の償還を受ける事務において、特定の貸付金につき一部繰上償還を受けたが、当該繰上償還を反映させることなく償還額及び利払い額を元利均等方式で計算し、この結果、定時償還時に過大な支払いを受けていた事案が確認された。また、当該一部繰上償還額が、償還台帳に適切に記載されていなかった。

本件は、繰上償還の内容が適切に未償還貸付残高に反映されなかったことにより対象者に過大な金銭の負担を強いた事案であり、事務処理が適切を欠くと認められる。ついては、是正又は改善のための措置を講じられたい。また、当該措置状況について報告を求める。

(福祉総務課)

ウ 指導事項

重要な点において、指導に該当する事項は認められなかった。

なお、軽微な事務処理誤りについて、関係職員に改善及び修正を行うよう口頭又は書面で注意した。

エ 要望

要望する必要があると認められる事項は、口頭又は書面で助言したので事務事業を執行する上で参考にされたい。

(4) こども未来部

ア 総括

1 から 4 に記載したとおり監査を実施した限りにおいて、事務事業の執行はおおむね適正に行われていると認められた。

イ 指摘事項

指摘に該当する事項は認められなかった。

ウ 指導事項

重要な点において、指導に該当する事項は認められなかった。

なお、軽微な事務処理誤りについて、関係職員に改善及び修正を行うよう口頭又は書面で注意した。

エ 要望

要望する必要があると認められる事項は、口頭又は書面で助言したので事務事業を執行する上で参考にされたい。

(5) 教育委員会事務局

ア 総括

1 から 4 に記載したとおり監査を実施した限りにおいて、事務事業の執行はおおむね適正に行われていると認められた。

イ 指摘事項

指摘に該当する事項は認められなかった。

ウ 指導事項

重要な点において、指導に該当する事項は認められなかった。

なお、軽微な事務処理誤りについて、関係職員に改善及び修正を行うよう口頭又は書面で注意した。

エ 要望

要望する必要があると認められる事項は、口頭又は書面で助言したので事務事業を執行する上で参考にされたい。

(6) 都市建設部

ア 総括

1 から 4 に記載したとおり監査を実施した限りにおいて、事務事業の執行はおおむね適正に行われていると認められた。

イ 指摘事項

指摘に該当する事項は認められなかった。

ウ 指導事項

重要な点において、指導に該当する事項は認められなかった。

なお、軽微な事務処理誤りについて、関係職員に改善及び修正を行うよう口頭又は書面で注意した。

エ 要望

要望する必要があると認められる事項は、口頭で助言したので事務

事業を執行する上で参考にされたい。

(7) 上下水道局

ア 総括

1 から 4 に記載したとおり監査を実施した限りにおいて、事務事業の執行はおおむね適正に行われていると認められた。

イ 指摘事項

指摘に該当する事項は認められなかった。

ウ 指導事項

重要な点において、指導に該当する事項は認められなかった。

なお、軽微な事務処理誤りについて、関係職員に改善及び修正を行うよう口頭又は書面で注意した。

エ 要望

要望する必要があると認められる事項は、口頭で助言したので事務事業を執行する上で参考にされたい。

(8) 産業振興部

ア 総括

1 から 4 に記載したとおり監査を実施した限りにおいて、事務事業の執行はおおむね適正に行われていると認められたが、一部に次のとおり是正又は改善が必要である事項が見受けられた。

イ 指摘事項

以下の 2 点について、指摘に該当する事項が認められた。

(ア) 納入通知書への納入期限の不記載

公有財産の貸付に係る賃料の収納にあたり、賃借人に対し、年度当初に一括して納入通知書を 12 枚交付しているが、これら 12 枚のいずれにも納期限が記載されていなかった。

納入通知書に記載すべき事項は、地方自治法施行令第 154 条第 3 項に定めがあり、納期限もこれに含まれるところ、本件はこれを充たしておらず、法令の定めに反する。また、納期限が通知されていないと、所管課から賃借人に対する納入の勧奨・督促に支障が生ずることとなる。ついては、是正又は改善のための措置を講じられたい。また、当該措置状況について報告を求める。(商工振興課)

(イ) 契約保証金の還付遅滞

建設工事請負契約締結の際に受注者から現金で納付された契約保証金について、工事完了及び請負代金支払から数か月以上経過して

いるにもかかわらず、受注者に還付されていない状況が確認された。

契約保証金は、普通地方公共団体が契約の適正な履行を確保するため契約の相手方に納めさせるものであるところ、契約が適正に履行されたことが確認されれば、当然に契約の相手方に還付されるべきものであり、この時期について、栃木市財務規則第 90 条で「契約の履行を確認した後、直ちにこれを契約の相手方に還付しなければならない。」と定められている。

本事案は、上記財務規則の定めに加えて、受注者から契約保証金還付申請書が提出されていないことが認知されていなかった点において、事務処理が適切を欠くと認められる。ついては、是正又は改善のための措置を講じられたい。また、当該措置状況について報告を求める。(農林整備課)

ウ 指導事項

重要な点において、指導に該当する事項は認められなかった。

なお、軽微な事務処理誤りについて、関係職員に改善及び修正を行うよう口頭又は書面で注意した。

エ 要望

要望する必要があると認められる事項は、口頭で助言したので事務事業を執行する上で参考にされたい。

(9) 農業委員会事務局

ア 総括

1 から 4 に記載したとおり監査を実施した限りにおいて、事務事業の執行はおおむね適正に行われていると認められた。

イ 指摘事項

指摘に該当する事項は認められなかった。

ウ 指導事項

重要な点において、指導に該当する事項は認められなかった。

なお、軽微な事務処理誤りについて、関係職員に改善及び修正を行うよう口頭又は書面で注意した。

エ 要望

要望する必要があると認められる事項は、口頭で助言したので事務事業を執行する上で参考にされたい。